

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 51 号

函館市亀尾ふれあいの里条例の一部改正について

函館市亀尾ふれあいの里条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市亀尾ふれあいの里条例の一部を改正する条例

函館市亀尾ふれあいの里条例（平成 19 年函館市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表中

			小人	200 円	を
			小人	200 円	
摘 要	市の区域内に居住する小人または市の区域内の学校に在学する小学生もしくは中学生で市の区域外に居住するものの体験農園（収穫体験を除く。）の使用は、無料とする。				に

改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

市内の小学校就学前の者，小学生および中学生の収穫体験を除く体験農園の利用料金を無料とするため